

公立大学法人秋田公立美術大学ティーチングアシスタントに関する
規程

平成29年4月1日

規程第12号

(目的)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学大学院に在学する優秀な学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、大学教育におけるきめ細かい指導の実現および大学院学生が将来教員・研究者となるためのトレーニング機会の提供とともに、これに対する手当を支給することで、大学院学生の処遇改善に資することを目的とする。

(名称)

第2条 前条に定める教育補助業務を行う者の名称は、ティーチングアシスタント（以下「TA」という。）とする。

(職務内容)

第3条 TAは、教育的効果を高めるため、授業科目を担当する教員の指示に従い、学部学生に対する授業、実験、実習、演習等（以下「授業等」という。）の教育補助業務に従事するものとする。

(資格)

第4条 TAになることができる者は、秋田公立美術大学大学院に在学し、授業等の教育補助業務に十分対応し得る能力を有する者とする。

(募集及び選考)

第5条 TAの募集および選考は研究科で行い、その方法は研究科長が別に定める。

(採用等)

第6条 TAの採用手続等については、公立大学法人秋田公立美術大学非常勤職員就業規則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第59号。以下「非常勤職員就業規則」という。）の定めるところによる。

(勤務時間)

第7条 T Aの勤務時間は、1日7時間45分以内、週15時間以内を標準とし、当該大学院学生が受ける研究指導、授業等に支障が生じないように配慮するものとする。

(報酬)

第8条 T Aの報酬は、非常勤職員就業規則により取り扱うものとする。ただし、報酬は時間給に限って支給するものとし、通勤手当など各種手当等は支給しない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、T Aに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。